

財務会計システムの導入に係る公募型プロポーザル募集要領

令和 8 年 6 月

中部北環境施設組合

1. 目的

本プロポーザルは、財務会計システムを導入することにより、中部北環境施設組合の事務効率を高めるため、当該システムの導入・整備を請け負う事業者の候補者を選定することを目的とする。

2. 事業概要

(1) 事業名称

事業の名称は、「財務会計システム導入事業」（以下「本事業」という。）とし、統一してこの名称を使用する。

(2) 事業の範囲

本事業の範囲は次のとおり。

- ア 財務会計システムの構築（パッケージの導入）
- イ 端末、プリンタ、通信状況の環境調査、設定
- ウ ネットワークの構築（工事費用及び接続に別途費用を要する場合は契約金額に含めること）
- エ 初年度のデータ構築（使用を開始する年度（令和9年度）の一般会計予算）
- オ システム運用開始前の職員への操作研修
- カ 運用テスト及び発見された不具合の修正
- キ パッケージに合わせた業務改善支援
- ク その他利用開始作業に必要な作業

(3) 事業に求める要件

本事業に求める要件は別紙1「中部北環境施設組合財務会計システムの導入に係る業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載する。

(4) 提案上限総額（令和8年度分）

3, 374, 000円（消費税込み）

（内訳）

・システム構築・導入費用 3, 374, 000円（消費税込み）

※この金額は契約予定額ではなく、システム導入に係る提案上限額を示す。

※プロポーザルでは、別紙1の「7.見積要件」に記載している「システム構築・導入費用（令和8年度契約）」に加え、「導入から5年間分の経常経費（令和9年度以降に契約）」を参考とする。

※令和9年度から令和13年度のシステム使用の契約は、プロポーザルにより選定された契約候補者と協議を行う。

※採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積りを求める。

(5) 契約形態

システム導入に係る委託契約（令和 8 年度）

(6) システム構築期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 20 日まで

(7) 支払方法

業務完了後に一括払い

(8) システム使用・運用保守期間（令和 9 年度に契約）

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで（6 0 ヶ月）

3. 優先交渉権者決定方法

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するもので、決定までの選定方法は次のとおり。

- (1) 参加表明書等の提出があった者について、参加資格の有無を確認する。
- (2) (1)により参加資格があると認められた事業者の書類審査を実施し、最大で参加者 3 者を選定し、その結果を通知する。
- (3) (2)により選定された者に、機能審査、提案審査を実施し、最も評価の高い者を優先交渉権者、次に高い者を次点交渉権者を選定する。
- (4) 優先交渉権者と契約に向けた協議を行い、協議が整った場合、契約を締結する。協議が整わなかった場合は、次点交渉権者との協議に移るものとする。

4. 参加資格要件

(1) 提案事業者要件

- ア 「2. 事業概要 (2)」に示すアからクまでの業務を「2. 事業概要 (4)」に示す上限額の範囲内で実施できること。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定のいずれにも該当しないこと。
- ウ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）によるプライバシーマークまたは ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得していること。
- エ 参加しようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

- オ プロポーザル参加申込書提出の日から本業務にかかる受託者の特定の日までの間、中部北環境施設組合、うるま市及び恩納村から指名の停止を受けていないこと。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- キ 経営内容や業務実績等から本事業の業務を支障なく遂行できること。
- ク 沖縄県内にシステムの運用をサポートできるサービス拠点を有すること。
- ケ 国税及び地方税について、滞納が無いこと。ただし、都道府県税及び市町村税については、以下に該当する税を対象とする。

参加希望者の本社が所在する都道府県及び市町村の税

(2) 協力連携事業者要件

参加希望者は単独に限らず、他に協力できる事業者と連携して業務を行うことができる。ただし、協力事業者は、本業務の応募者となること、及び他の応募者の協力連携事業者となることはできない。なお、協力連携事業者予定調書（様式7）を提出すること。

5. 提案に関する事項

(1) 募集要領等に関する質問及び回答

本提案に関する質問は、募集要領、仕様書及び提案書作成要領等に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けないものとする。

- ア 受付期間：令和8年6月1日（月）～令和8年6月10日（水）午後5時
- イ 提出方法：「1 1. 問い合わせ先」に定める宛て先に質問疑義照会書（様式8）を電子メールで提出する。
- ウ 回答方法：令和8年6月11日（木）～12日（金）を予定期日とし、質問者に個別に回答する。

(2) 参加表明書等の提出

本提案への参加を希望する者は、以下の所定の様式を提出すること。期限までに提出がない者からの提案は受け付けない。

- ア 提出期限：令和8年6月19日（金）午後5時までに持参又は郵送。郵送の場合は当日必着とする。

提出先：〒904-2205

沖縄県うるま市字栄野比1211番地6

中部北環境施設組合事務局 総務係

ウ 提出物一覧

①全ての提出書類は、正本及び副本 8 部(紙媒体)を提出すること。また「G財務会計システム機能要件確認書(様式 5)」は、データをエクセル形式で CD-ROM 又は DVD-ROM に保存し、当該記録媒体を 1 枚提出すること。

②資料毎にインデックス等を付けること。

	資料名	備考
A	参加表明書(様式 1)	—
B	会社概要(様式 2)	※D、E については、発行日から 3 ヶ月以内のもの
C	誓約書(暴力団等)(様式 3)	
D	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	※B、D、E、F、H については協力連携事業者も提出すること(協力連携事業者がない場合は不要)。
E	国税及び地方税の完納を証明する書類 ※税額表示不要	
F	直近の過去 2 期分の財務諸表(貸借対照表及び損益計算書など)	
G	財務会計システム機能要件確認書(様式 5)	※紙媒体及びエクセル形式でも提出すること。
H	契約実績証明書(様式 6)	—
I	協力連携事業者予定調書(様式 7)	※協力連携事業者がない場合は不要

※協力連携事業者がある場合、参加表明書(様式 1)、協力連携事業者予定調書(様式 7)に記述すること。協力連携事業者として記載のなかった事業者の参加は原則認めない。

提出書類詳細

G) 財務会計システム機能要件確認書（様式 5）

各要件に対して、「◎、○、△、▲、×」を記述し、提案するシステムの対応状況を証明すること。備考欄の記入にあたっては、欄に書ききれない場合は、別紙（A4サイズ任意様式）の添付でも差し支えない。

- 「◎」 標準機能で対応可能
- 「○」 標準対応（無償カスタマイズ）
- 「△」 代替案にて対応
- 「▲」 有償カスタマイズ
- 「×」 対応不可

※「財務会計システム機能要件確認書（様式 5）」については、データをエクセル形式でも提出すること（データをエクセル形式で CD-ROM 又は DVD-ROM に保存し、提出すること）。

H) 契約実績証明書（様式 6）

本業務に提案するシステム（パッケージ）が適していると評価できる導入実績（類似の業務に限る）、経歴等を記述する。

実績については、県内、県外を問わない。

(3) 提案に係る提出書類（書類審査により選定された事業者のみ）

ア 提出期限：書類審査結果通知受理後から令和 8 年 7 月 1 日（水）午後 5 時までに持参又は郵送。郵送の場合は当日必着とする。

※期限までに参加表明書の提出がない者からの提案は受け付けない。

※機能審査・提案審査の順番は提案書の受付の順とする。具体的な日時及び場所については別途通知する。

イ 提出先：「5. 提案に関する事項（2）イ」に定める提出先

ウ 提出物一覧

- ①全ての提出書類は、正本 1 部（紙媒体）と、写しを 8 部、正本の PDF データ（CD-ROM 又は DVD-ROM）を提出すること（PDF データは文字検索が可能な状態で作成すること）。
- ②資料毎にインデックス等を付け、見易さに配慮すること。

	資料名	備考
A	提案提出書（様式 4）	※1：左欄の A～D の PDF データを CD-ROM 又は DVD-ROM に保存し提出すること。 ※2：押印箇所には代表者印を押印すること。
B	提案書	
C	機能説明書	
D	費用見積書	

エ 提出書類詳細

- B) 提案書（指定様式なし） 提案書は、仕様書に記述している要件に基づき、別紙2『「財務会計システム導入事業」提案書作成要領』に従って作成すること。本業務の詳細は、仕様書を確認すること。
- C) 機能説明書（指定様式なし） 機能説明書は、仕様書に記述している要件に基づき、作成すること。
- D) 費用見積書（指定様式なし） 提案する本業務に必要な費用を見積、以下の内容に従って作成すること。
- ・ システム構築・導入費用（令和8年度契約）
構築費用総額を記載すること。項目ごとの詳細な金額を記載すること。
 - ・ 導入から5年間分の経常経費（令和9年度以降に契約）
システムの使用、システム及び機器保守料に係る費用の総額を記載すること。項目ごとの詳細な金額を記載すること。

(4) 参加の辞退

参加表明書の提出後、参加の辞退を行う場合は、署名、押印がされた任意の書式により申し出ること。

6. 評価及び選定に関する事項

(1) 評価基準

審査は提案審査及び機能審査を実施する。その評価基準は、提案審査は「中部北環境施設組合財務会計システム導入事業評価基準（機能審査/提案審査）」に、機能審査は「機能要件確認書」（様式5）」に沿う。

なお、組織及び構成員は次のとおり。

委員会：財務会計システムの導入に係る業務委託候補者選定委員会設置要綱（以下「委員会設置要綱」という。）第3条に規定する組織をいう。

事務局：委員会設置要綱第8条に規定する庶務を担当する係をいう。

(2) 評価方法

各審査の評価方法は、以下の表のとおりとする。

	評価者	評価方法	評価対象
提案審査	委員会	書類及びプレゼンテーション	提案内容
		機能説明、デモンストレーション	機能
機能審査	事務局	機能要件確認書（様式5）、書面	機能

(3) 機能審査/提案審査の実施

ア 実施期日：令和8年7月10日（金）予定

イ 実施場所：中部北環境施設組合会議室

ウ 時間：60分以内

（システムのデモ30分以内、提案プレゼン20分以内、質疑応答10分程度）

エ 予定内容：デモ機による機能説明、プレゼンテーションによる「提案書」の内容評価、及び質疑応答

※プレゼンテーション時の資料の追加提出は認めない。

オ 参加人数：提案者は3名以内とする。

カ 機材等：プレゼンテーションで使用する機材（デモ機、プロジェクター）は、提案者で準備すること（本組合で準備するのはスクリーンのみ）。

※本組合には、Wi-Fi等の通信設備は整備されていないので、機能説明及び提案説明の場合には注意すること。

(4) 審査の順位

ア 機能審査：事務局は、提案事業者が提出した「機能要件確認書（別紙5）」に基づき、評価する（評価点）。

イ 提案審査：各委員の採点に基づき、委員ごとの合計点を算出する。

ウ 審査順位：上記アの評価点と、イの委員ごとの合計点を合算し、各委員の順位を決定する（順位点）。次に、各委員の順位点を合計し選定委員会としての順位を決定する。

(5) 優先交渉権者の決定

上記の審査の結果において、順位が第一位とした事業者を優先交渉権者に選定する。また、順位を第二位とした事業者を次点交渉権者に選定する。ただし、優先交渉権者とする提案者は委員の持ち点の合計（機能審査＋提案審査）の6割以上を獲得していなければならない。

各提案事業の順位点の合計が同点となった場合は、次の審査項目の点数がより高い事業者を優先交渉権者とする。

『「財務会計システム導入事業」提案書作成要領（別紙2）』の「2. 提案書の構成」に掲げる下記の項目。

- ・ (6)システムの安全安定稼働の②障害対応
- ・ (7)運用・保守業務の②問い合わせ

(6) 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

- イ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ その他公平な競争の妨げになる行為、事実があったと判断した場合

(7) 審査結果の公表

結果については、優先交渉権者の選定後、うるま市ホームページにて公表するものとする（令和8年7月13日（月）予定）。その際、公表する内容は優先交渉権者及び次点交渉権者のみとし、各審査区分の評価点及び順位点を算出するための計算式等は公開しないものとする。また、結果に対する異議、問い合わせも受け付けない。

7. 契約締結に向けての協議

(1) 企画提案の確定について

- ア 優先交渉権者選定後、契約締結に向けて優先交渉権者と協議を行うが、優先交渉権者の選定は、優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。
- イ 協議においては、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加、変更及び削除（以下「追加等」という。）を行った上で、本契約の仕様に反映させることができる。ただし、追加等を行う場合は、審査結果に影響を与えない範囲で行う。

(2) 協議の成立

- ア 優先交渉権者との協議が成立した場合は、契約に向けた手続きを進めるものとする。
- イ 優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点交渉権者と順次、協議を開始する。
- ウ 優先交渉権者として協議が成立した者を、「受託候補者」という。

(3) 見積書の徴取について

- ア 受託候補者から協議後の企画提案に係る費用の見積書を改めて徴取する。
- イ 見積金額は、原則として企画提案時に提出した提案額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書の項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(4) 契約締結にあたっての主な留意事項

- ア 本事業の受託経費の用途については、その根拠となる証憑を整理し、本事業の終了日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。
- イ 本事業の再委託については、発注者の承認を要件とする。

8. 契約に関する基本事項

契約保証金は中部北環境施設組合財務規則第3条第2項第7号の規定により免除する。

9. スケジュール

内容	日程	備考
公募開始	6月1日(月)	要領等と合わせて、うるま市HPにて掲載
質問受付期間	6月10日(水)午後5時まで	電子メールにて
質問に対する回答	6月11日(木)～12日(金)(予定)	個別に回答
参加表明書の提出	6月1日(月)～19日(金)午後5時まで	持参又は郵送(当日必着)
第一次審査(書類審査)結果通知	6月24日(水)予定	参加希望者宛て電子メール
提案書等書類提出受付期間	書類審査結果通知受理後から7月1日(水)午後5時まで	持参又は郵送(当日必着)
第二次審査 提案評価	7月10日(金)予定	中部北環境施設組合会議室
選定結果の公表	7月13日(月)予定	うるま市HPにて公表
優先交渉権者と契約に向けた協議	7月14日(火)以降に調整する。	—
業務委託契約	7月中旬頃予定	—

10. その他注意事項

- (1) 提案者は1つの提案のみ行うこと(複数製品の提案は不可)。
- (2) 提案書類等の書類作成、提出にかかる一切の費用は提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受託候補者の特定以外の目的では使用しない。
- (4) ご提供いただいた提案書類一式は返却致さない。なお、提出書類等については、副本は評価終了後に本組合で速やかに処分する。
- (5) ご提供いただいた提案内容に関して、後日質問を行う場合がある。
- (6) 企画提案書等の提出後、必要に応じて補足資料の提出を求めることがある。

11. 問い合わせ先

〒904-2205

沖縄県うるま市字栄野比 1211 番地 6

中部北環境施設組合事務局 総務係

電 話 : 098-972-6619

F A X : 098-972-6629

E-Mail : kitakanjimukyoku@chubu-kitakan.jp